

国民健康保険事業費納付金の徴収（算定方法）
（案）

令和 6 年 3 月

富 山 県

1 国民健康保険事業費納付金の概要

- (1) 国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）は、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、年度ごとに、県が市町村から徴収するもの（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（以下「国保法」という。）第75条の7第1項）
- (2) 県は、保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の推計をもとに、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分それぞれ個別に、県全体として交付・納付することが見込まれる公費等を加減算して保険料収納必要総額を算出し、当該総額を医療水準（医療分のみ）及び所得水準に応じて、各市町村に納付金として割り当てる。

2 納付金の算定方法

(1) 保険料（税）水準の平準化

被保険者数の減少に伴い、保険者の財政運営が不安定になるリスクが高まっていくことから、県単位化による財政の安定化が必要であり、受益と負担の公平性を図る観点から、県内市町村の保険料水準の差を解消するため、保険料水準の統一を進めることが重要である。

保険料水準の統一を進めるため、納付金の算定においては、市町村国保特別会計における個別の歳入・歳出項目の県全体の歳入・歳出項目への段階的な移行を進めていく。

(2) 納付金として集め、同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲

納付金として集める範囲は、保険給付費等交付金による給付の対象となる範囲によって決定される（国保法第75条の2及び75条の7）。

① 納付金の算定対象とする歳出

- ・療養の給付等（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用。以下、「一般の医療費」とする。）
- ・出産育児一時金（当該給付に係る一般会計繰入金額を控除した額）
- ・葬祭費

- ・審査支払手数料（診療報酬に係る審査支払手数料のほか、療養費に係る審査支払手数料、特別療養費手数料、レセプト電算処理システム手数料及び出産育児一時金に係る事務費を含む。）
- ・特定健康診査及び特定保健指導に要する費用（開始時期は市町村と協議）

② 納付金の算定対象としない歳出

- ・条例減免に要する費用
- ・直営診療施設関係費用

(3) 歳入の取り扱い

- ・特別調整交付金（都道府県分）及び保険者努力支援交付金（都道府県分）は、原則、納付金総額から差し引くこととする。
- ・市町村個別の歳入項目のうち、財政安定支援事業繰入金、保険基盤安定負担金（保険者支援分）は段階的に県の歳入項目としていく。
- ・保険者努力支援交付金（市町村の取組評価分）は、完全統一後も市町村個別の歳入項目とし、市町村の保健事業等の財源に活用するものとする。

(4) 地方単独医療費助成事業に係る国費等減額調整分の取り扱い

自治体が独自に、現物給付による福祉医療施策（以下、「地方単独医療費助成事業」とする。）を行っている場合、保険医療機関での自己負担が軽減されることにより、被保険者の受診率が高まり、結果として医療費の増嵩を招くとして、国庫負担金等の算定では地方単独医療費助成事業に係る医療費に減額調整率を乗じることで国庫負担金等が減額されている。

令和6年度から地方単独医療費助成事業に係る減額調整分には、原則県及び市町村の一般会計繰入金を活用して納付金の減算に充てることとする。

3 納付金の算定に必要な係数、方針

(1) 医療費指数反映係数 α の設定の仕方

医療費指数反映係数（ α ）は、年齢調整後の医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数である。

本県では、令和5年度納付金算定までは $\alpha = 1$ としてきたが、保険料水準の統一に向け、今期運営方針期間で α の値を段階的に引き下げることとし、令和6年度納付金から $\alpha = 0.5$ 、令和9年度納付金から $\alpha = 0$ とする。

α の逡減と併せて、高額医療費負担金及び特別高額医療費共同事業費負担金をこれまでの市町村単位での算定から、県単位での算定（高額医療費共同負担）にする。

保険料の急激な増加を避けるため、県繰入金を活用し、令和6年度から令和8年度までは $\alpha = 1$ で算定した場合より納付金額が増加する市町村に対して、令和9年度から令和11年度までは $\alpha = 0.5$ で算定した場合より納付金額が増加する市町村に対してそれぞれ差額を補填する。

なお、補填額は逡減させていくこととする。

α の逡減スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
医療費水準 反映係数 α	$\alpha = 0.5$ で算定			$\alpha = 0$ で算定			
県繰入金 での補填	$\alpha = 1$ と の差額 $\times 10/10$	$\alpha = 1$ と の差額 $\times 1/2$	$\alpha = 1$ と の差額 $\times 1/4$	$\alpha = 0.5$ と の差額 $\times 10/10$	$\alpha = 0.5$ と の差額 $\times 1/2$	$\alpha = 0.5$ と の差額 $\times 1/4$	—

(2) 所得係数 β の設定の仕方

〔医療分、後期高齢者支援金等、介護納付金共通〕

所得係数（ β ）は所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、所得（応能）シェアと人数（応益）シェアの加重については、所得水準が全国平均である都道府県においては50：50となるが（ $\beta = 1$ ）、全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて、所得（応能）シェアで按分する比率を増減することが原則であり、原則どおり β は国から示される所得係数「都道府県平均の1人あたり所得／全国平均の1人あたり所得」とする。

(3) 賦課限度額

所得（応能）のシェアの算出に用いる所得総額を算出するに当たっては、調整交付金の算定のために算出した各被保険者の世帯の旧ただし書き所得の総額（賦課限度額控除後）を被保険者数で除した1人あたり所得総額を算出する。この賦課限度額については、法定の基準どおりとする。

(4) 所得のシェアと人数のシェアの配分

〔医療分、後期高齢者支援金等、介護納付金共通〕

ア 所得のシェア

所得総額のみを用い、資産税総額は反映しない。

イ 人数のシェア

世帯数を勘案し、被保険者総数及び世帯総数を用いる。

（均等割指数は0.7、平等割指数は0.3）

